

安城市水道事業 経営戦略

令和 5 年 8 月

(令和 7 年 8 月一部見直し)

目 次

1. 経営戦略の趣旨	1
(1) 経営戦略策定の目的	1
(2) 経営戦略見直しの目的	1
(3) 経営戦略の計画期間	2
2. 経営の基本方針及び事業概要	3
(1) 基本理念	3
(2) 経営方針	4
(3) 事業の現況	6
(4) これまでの主な経営健全化の取組	9
(5) 「経営比較分析表」を活用した現状分析	11
3. 将来の事業環境	16
(1) 給水人口及び水需要の予測	16
(2) 料金収入の見通し	18
(3) 施設の見通し	18
4. 投資・財政計画（収支計画）	19
(1) 投資計画	19
(2) 財政計画	21
(3) 収支計画のうち収入及び投資以外の支出についての説明（積算の考え方）	21
(4) 投資・財政計画（収支計画）	23
(5) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	27
5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	30
別紙 投資・財政計画（収支計画）	31
別紙 原価計算表	35

1. 経営戦略の趣旨

(1) 経営戦略策定の目的

水道事業は、安全・安心な水道水を低廉に供給することを目的に、市民生活の必要不可欠なライフラインの一つとして重要な役割を果たしており、給水人口の増加などを背景に安定した事業運営をしてきました。しかしながら、近年の節水機器の普及や将来的に人口の大幅な増加が見込めないことから、水道事業の経営環境は今後厳しくなることが予測されます。また、今後発生が懸念される大規模地震に備え、老朽化した施設の更新などの災害対策は急務となっており、経営への影響が避けられない状況と考えられます。

こうした状況の中、水道事業を安定的に維持するためには、平成 29（2017）年度に策定した「安城市新水道ビジョン（以下「新水道ビジョン」という。）」に定める各種目標を達成するための中長期的な整備計画に投資を見込み、その財政状況を試算したうえで、収入支出の均衡を目指した収支計画を策定する必要があります。そのため、平成 30（2018）年度に、経営の基本方針に位置付ける「安城市水道事業経営戦略（以下「経営戦略」という。）」を策定しました。

なお、事業経営状況に関しては、各種データを取りまとめ、市公式ウェブサイトなどにより公表することで、水道事業経営状況の見える化を進めます。

(2) 経営戦略見直しの目的

ア 令和5（2023）年8月改定

平成 30 年度に策定した経営戦略では、計画期間は平成 31（2019）年度から令和 10（2028）年度までの 10 年間とし、毎年度進捗管理を行うとともに、定期的（5 年程度ごと）に見直しを行うこととしていました。

経営戦略策定から 4 年が経過し、計画期間の中間年度を迎える中で、令和元（2019）年末から発生した新型コロナウイルス感染症拡大（以下「コロナ禍」という。）により社会情勢が大きく変化しました。

また、総務省においても、令和 4 年 1 月に、人口減少や将来の施設更新費用、物価上昇等を的確に反映したより質の高い経営戦略の策定を求める内容の通知を発出しています。

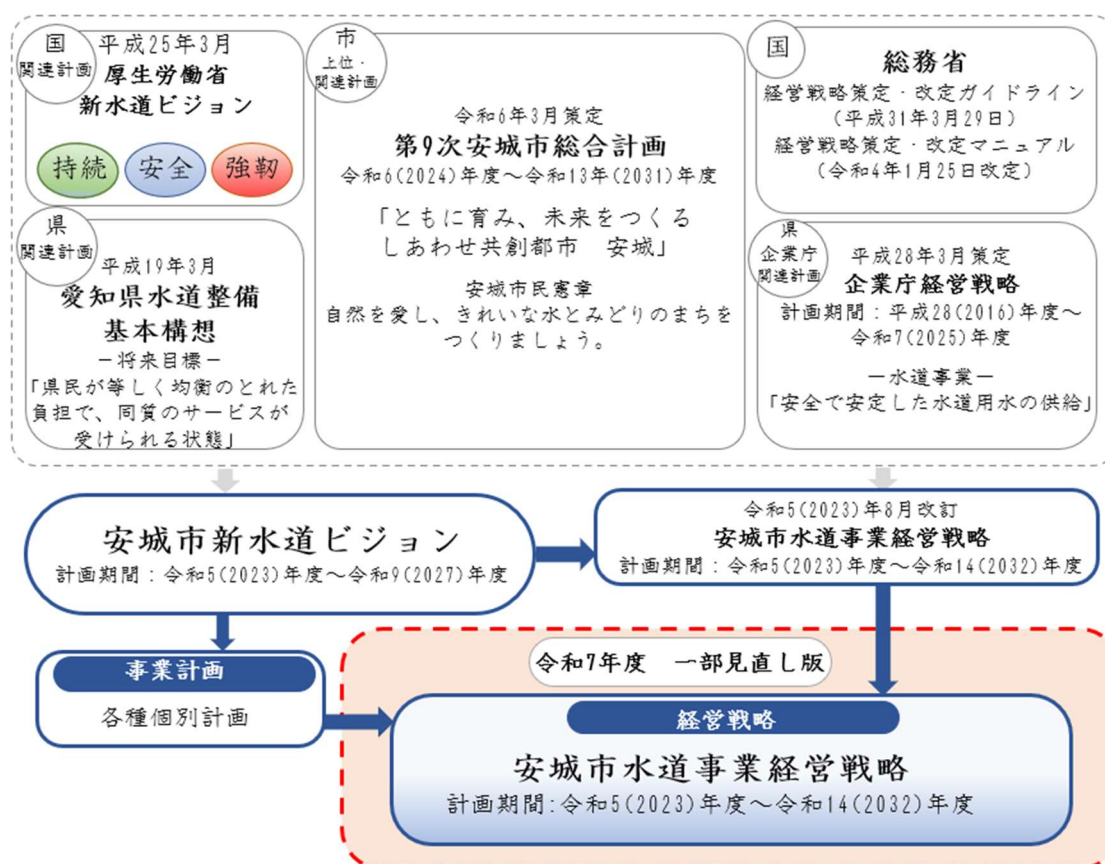
今回の見直し（令和 5 年 8 月改定）は、見直し時期の到来に伴い、社会情勢の変化に合わせ最新の財務状況と今後の整備計画との整合性を再検討するとともに、上記の通知等を踏まえた内容とするためのものです。

イ 令和 7（2025）年一部見直し

前述の「令和 5（2023）年 8 月改定」の後に、県営水道料金の値上げの決定、エネルギーコストの世界的な上昇、円安の影響等による建設資材価格の高騰等、水道事業運営に係るコストの上昇につながる状況の変化がありました。また、第 9 次安城市総合計画では、将来的に人口がさらに大きく減ると予測されているため、本市の給水人口や料金収入の予測も修正が必要となりました。加えて、令和 6 年能登半島地震により、水道施設耐震化工事の重要性がさらに高まったことから、その必要な財源を確保するための水道料金の見直しを検討することとしました。

このような本市水道事業を取り巻く環境の変化を踏まえ、投資及び財源に関する内容を反映した経営戦略の見直しを行います。

<経営戦略の位置づけ>



(3) 経営戦略の計画期間

経営戦略の計画期間は、令和 5（2023）年度から令和 14（2032）年度までの 10 年間とします。

2. 経営の基本方針及び事業概要

(1) 基本理念

地方公営企業法第3条では「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」と規定されています。水道事業の運営においてもこの規定を念頭に置き、新水道ビジョンの基本理念である「未来につづく安全・安心な水をめざして」の実現に向けて、各施策に要する財源を確保するとともに、経営の効率化や健全化を図り、安定した事業経営に取り組めます。

「未来につづく安全・安心な水をめざして」

持続 暮らしを支え、信頼され続ける水道

安全 安全で安心して使える水道

強靱 災害に強く、安定供給ができる水道



（２）経営方針

本経営戦略計画期間における経営方針は以下のとおりです。

ア 暮らしを支え、信頼され続ける水道《持続》

（ア）経営基盤の強化

施設の維持管理計画や財政収支見通しに基づく施設整備計画の策定、需要構造の変化に応じた中長期的な財政収支見通しについて検討するとともに、将来の水需要予測を勘案した適正な規模による施設の再構築について検討します。また、組織体制や業務内容などについても精査し、さらなる業務の効率化についても検討します。

（イ）老朽化対策の推進

老朽化した施設及び管路は、耐震化計画と整合性を図り、財政収支見通しに基づく更新計画を策定し、計画的に更新します。

（ウ）公民連携の強化と人材の育成

公民連携を強化し、専門事業者の有する高いレベルの知識や技術の共有に努めます。また、幅広い経営知識、施設・設備の維持管理等に関する知識の取得や技術の継承に努め、安定して持続する水道事業を担う人材の育成に努めます。さらに、経営の合理化を目指し広域的な連携による事業の効率化などを検討します。

（エ）水道サービスの向上

市民が水道事業等に対する理解を深めるため、水道事業者の取組、水道水質の情報、災害時の体制等の情報をわかりやすく提供し、住民ニーズの把握に努めるとともに、利用者サービスの向上に向けた施策についても検討します。

イ 安全で安心して使える水道《安全》

（ア）水源及び水質の安全性確保の充実

より安全でおいしい水の供給ができるように、引き続き良質な自己水源の確保に努めるとともに、広域的な視点から、県営水道や他の受水市町と連携して、長期的に安全で安定した県営水道水源の保全についても検討します。水質検査計画に基づく原水及び浄水の水質基準項目に係る検査を確実に実施するとともに、より高度な水道水質の安全性確保のために水質監視体制の充実や残留塩素の適正な管理について検討するとともに、必要に応じて適切な浄水処理施設の導入についても検討します。

ウ 災害に強く、安定供給ができる水道《強靱》

(ア) 水道施設の耐震化

各水道施設（構造物、設備）の重要度を見極めながら計画的な耐震化を実施します。また、近年各地で頻発する地震の経験等を踏まえ、部分的に被害を受けても断水等の影響を最小限にとどめるため、地理的条件や復旧に要する時間等を勘案した水道施設の耐震化計画を策定し、耐震化を進めます。

(イ) 危機管理体制の強化

各地での地震に伴う水道施設に被害が発生した事例や近年の地球規模での温暖化や異常気象による災害を教訓とし、災害や事故に対応できる施設を整備するとともに、緊急時の対応マニュアル等の整備、広域的バックアップ体制の整備など危機管理体制の強化について検討します。

(3)事業の現況

本市水道事業では、北部・南部浄水場及び中部配水場の3施設より市内全域に配水しています。現在は、第6次事業計画（令和3（2021）年度計画変更）に基づき整備を進めています。

ア 給水

供用開始年月日	昭和31年12月1日
法適（全部・財務）・非適の区分	全部適用
計画給水人口（目標年度 令和13（2031）年度）	200,000人
現在給水人口（令和6（2024）年3月31日現在）	187,908人
有収水量密度※1	2.248 千m ³ /ha

※1：給水区域面積1ha当たりの年間有収水量

イ 施設

令和6（2024）年4月1日現在

水 源	地下水及び県水受水			
施 設 数	浄水場設置数	2	管路延長	1,067.80 千m
	配水場設置数	1		
	配水池設置数	8		
施設能力	68,720 m ³ /日		施設利用率	78.55%

ウ 料金（平成13年4月1日改定） ※消費税率改定によるものを除く。

本市の水道料金は、総括原価方式に基づき基本料金と水量料金の合算額としています。基本料金は概ね口径によって分類され、水量料金については逦増制※2となっています。

※2：使用水量が増えるほど水量あたりの料金単価が高くなる制度

基本料金(1か月につき)

(平成14年4月1日適用)

用 途	口 径	金 額
一 般 用 公 衆 浴 場 用 臨 時 用	13 mm	600 円
	20 mm	1,000 円
	25 mm	2,500 円
	40 mm	7,600 円
	50 mm	12,200 円
	75 mm	27,000 円
	100 mm	50,000 円
集 合 住 宅 等		1戸当たり 600 円

水量料金(1か月につき)1m³当たり

(平成14年4月1日適用)

用途 \ 水量区分		水量区分					
		1～10m ³	11～20m ³	21～30m ³	31～50m ³	51～100m ³	101m ³ 以上
1	一 般 用	50円	90円	125円	165円	190円	210円
2	公 衆 浴 場 用	50円	90円	125円			
3	集 合 住 宅 等	総水量を入居戸数で除し、一般用の単価にて計算し、それを合算する。					
4	臨 時 用	280円					

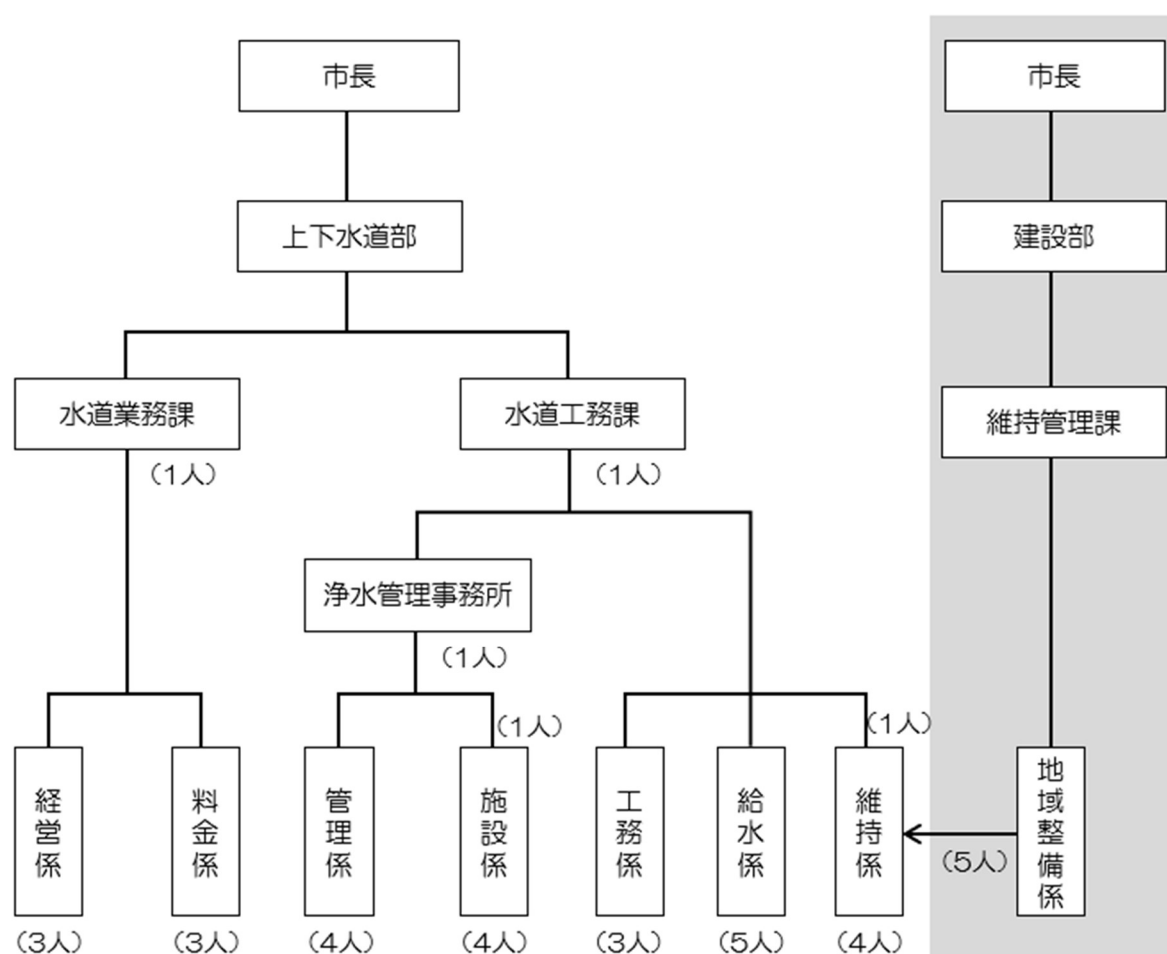
※水道料金は、基本料金と水量料金の合計額に消費税率を乗じた額です。

工 組織

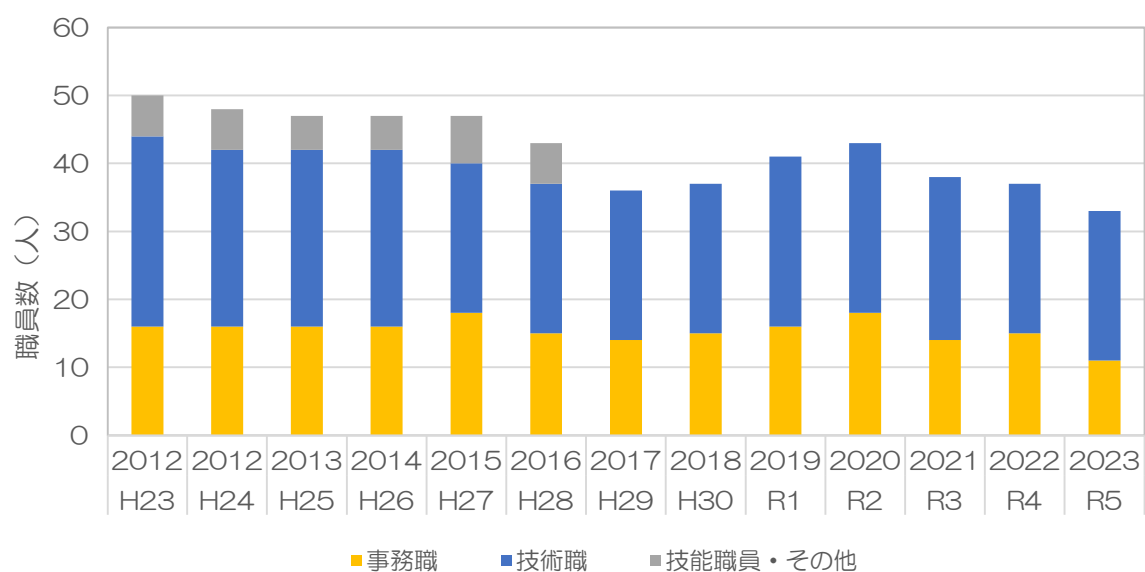
職員数は、平成23(2011)年度の50人をピークとして、令和5(2023)年度より水道料金窓口業務を委託したこともあり、令和6(2024)年4月1日現在では32人となっています。なお、水道漏水事故等に対応するため、建設部維持管理課の現業職5人が水道事業に従事しています。

今後増加する老朽管更新事業、耐震化事業、浄配水施設の更新事業の実施に必要な人員を確保するとともに、過去に蓄積された経営ノウハウや専門技術を確実に継承する必要があります。そのため、技術及び資格を保有した職員が長期的に在籍できる人事制度や増員の調整について協議するほか、公民連携を進め、安定した市民サービスの提供に努めます。

組織図（令和6年4月1日現在）



職員数の推移（各年度3月31日現在）



※任期付職員及び再任用職員は含みますが、臨時職員及び会計年度任用職員は含みません。

(4) これまでの主な経営健全化の取組

水道事業経営の健全化を目指し、経費の削減に努めるとともに、将来に向けた設備投資資金を確保するため管路の長寿命化や収入増加への取組を行ってきました。

なお、これらの取組は、この経営戦略の計画期間中も継続して行っています。

ア 管路の長寿命化

- 水道管の新設及び布設替えの際には、耐震性を有し耐用年数の長い水道管を採用し、維持管理費や今後の更新費用削減に努めました。

イ 収入の確保

- 北部浄水場の5号・6号配水池屋上を利用した太陽光発電や中部配水場における県水受水圧を利用した小水力発電により売電収入を確保しました。
- 剰余資金について、定期預金や購入済みの有価証券により利息収入を確保しました。
- 水道事業が管理している旧水源地等の資産を賃貸して使用料収入を確保しました。

ウ 県水受水費の削減

- 承認基本給水量（県との給水契約水量）の見直しを定期的に行い、受水費を削減しました。

年 度	承認基本給水量（m ³ ）	受水費削減額（円）
平成 27（2015）	49,400	—
平成 28（2016）	48,800	9,216,000
平成 29（2017）	48,700	1,536,000
令和元 （2019）	48,400	4,608,000
令和 3 （2021）	47,400	15,360,000

エ 動力費の削減

- 令和4（2022）年7月から、中部配水場の電力料金プランを見直し、昼夜間別料金から季節別料金へ変更することで、動力費を削減しました。

オ 公民連携手法の導入

- 令和元（2019）年7月から水道メーター検針業務を、令和3（2021）年7月から水道開閉栓業務をそれぞれ委託し、さらに、令和5（2023）年4月から上記業務に水道料金窓口業務を合わせて委託することで、民間事業者のノウハウによって業務課題の解決と効率化を進め、利用者サービスの向上に努めました。

カ 利用者サービス

- 令和4（2022）年1月から、キャッシュレス決済の促進を図りお客様の利便性を向上させるため、水道料金の支払いにおけるスマホアプリ決済を導入しました。
- 令和4（2022）年10月から、水道料金支払いにおける口座振替申込みの利便性を向上させるため、WEB上での申込みを開始しました。
- 令和5（2023）年6月から、市内で転居をする際に、転居元の使用中止と転居先の使用開始申請がWEB上でいつでも行えるようになりました。
- 令和7（2025）年1月から、水道料金支払いにおける口座振替申込みの利便性を向上させるため、口座振替依頼書（ダウンロード版）を市公式ウェブサイトに掲載しました。

キ DXの推進

- 令和7（2025）年4月から、職員の窓口対応時間の削減や事務の効率化を図るため、給排水工事オンライン申請システムを稼働しました。下水道事業や近隣他団体と連携・共同調達することで、導入にかかる経費を削減しました。

(5) 「経営比較分析表」を活用した現状分析

経営戦略を策定する上では、自らの経営の現状や課題を的確に把握することが必要となります。経営戦略が健全な経営の維持と事業の安定的な継続を両立させることを目的とした計画であることを踏まえて、「経営・財務」と「事業・施設」の両面において、現状と課題を把握することが可能な指標として、総務省が公表する「経営比較分析表」の指標を活用して分析を行います。

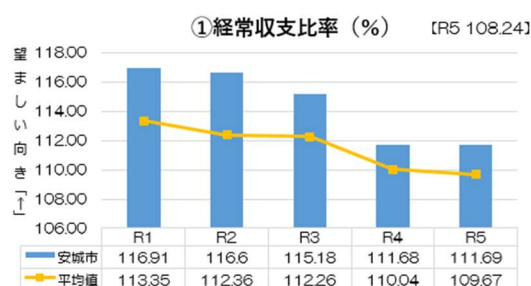
ア 経営の健全性・効率性

「① 経常収支比率」は、給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息などの費用をどの程度賄えているかを表す指標で、100%以上となっている場合は単年度の収支が黒字となっていることを示します。令和 5（2023）年度における同比率は111.69%であり、前年度と同程度となりました。類似団体や全国平均値との比較では、高い水準を維持しており、安定した経営が行われています。

「② 累積欠損金比率」は、営業収益に対する累積欠損金の状況を表す指標であり、累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが必要です。累積欠損金は発生していません。

凡例 ■ 安城市 —●— 類似団体平均値※3 【】 令和5年度全国平均値

※3「類似団体平均値」とは、全国の水道事業（末端給水事業）のうち、本市と同じ現在給水人口 15 万人以上 30 万人未満の団体平均です。



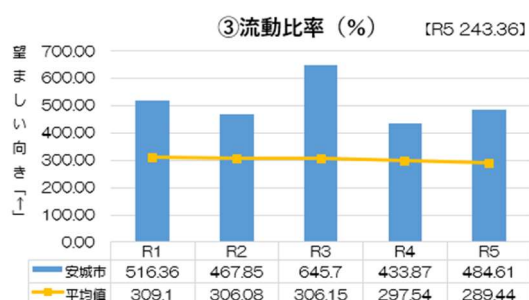
$(\text{経常収益} \div \text{経常費用}) \times 100$



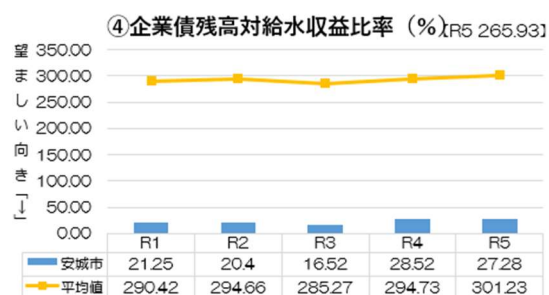
$(\text{当年度未処理欠損金} \div (\text{営業収益} - \text{受託工事収益})) \times 100$

「③ 流動比率」は、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金などの状況を表し100%以上であることが必要です。令和5（2023）年度の流動資産は前年度より増加したものの、流動負債も増加したため令和5（2023）年度における同比率は484.61%であり、前年度より50.74ポイント高くなりました。類似団体や全国平均値と比べ高くなっており、十分な支払能力があります。

「④ 企業債残高対給水収益比率」は、給水収益に対する企業債残高の割合を表す指標で、明確な数値基準はありませんが、経年比較や類似団体との比較により自団体の状況を把握することができます。令和5（2023）年度における同比率は27.28%であり、前年度と同程度となりました。類似団体や全国平均値との比較では、かなり低い水準となっています。



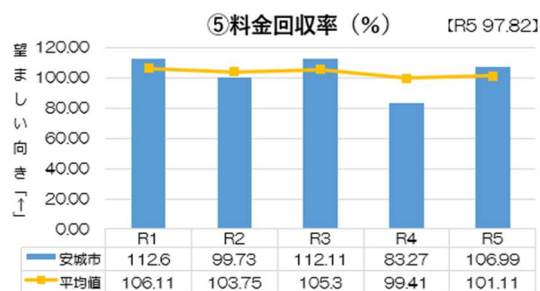
$(\text{流動資産} \div \text{流動負債}) \times 100$



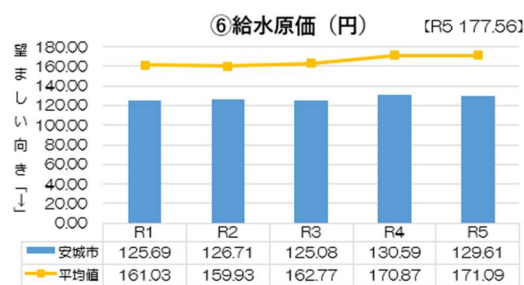
$(\text{企業債現在高合計} \div \text{給水収益}) \div 100$

「⑤ 料金回収率」は、給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標であり、100%を下回っている場合は、給水に係る費用を給水収益以外で賄われている状態を示します。物価高騰支援のための水道料金基本料金免除による収入減少の影響により、令和4（2022）年度は83.27%と低い水準となっていましたが、令和5（2023）年度は106.99%と23.72ポイント上昇、100%を上回り、類似団体や全国平均値と比べて高い数値となっております。

「⑥ 給水原価」は、有収水量1m³あたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標で、明確な数値基準はありませんが、経年比較や類似団体との比較により自団体の状況を把握することができます。令和5（2023）年度における同原価は、129.61円であり、類似団体や全国平均値と比べ低くなっています。



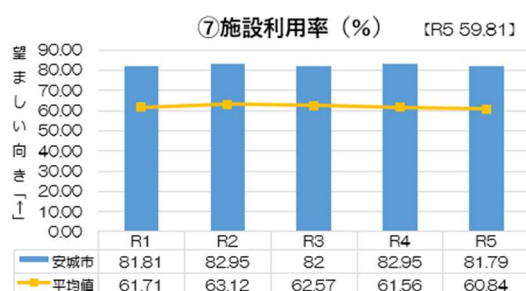
$(\text{供給単価} \div \text{給水原価}) \times 100$



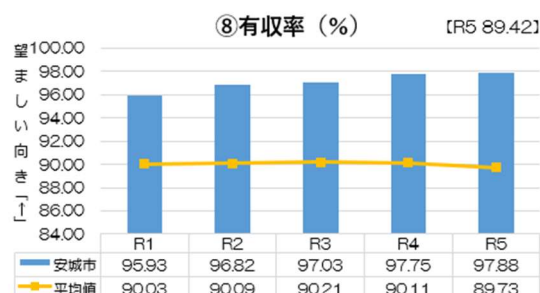
$(\text{経常費用} - \text{長期前受金戻入} - \text{受託給水工事費}) \div \text{年間総有収水量}$

「⑦ 施設利用率」は、一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標で、一般的には高い数値であることが望まれ、低い場合には、施設が遊休状態ではないかといった分析が必要です。令和 5（2023）年度における同比率は81.79%であり、類似団体や全国平均値よりも高い水準を維持しており、適切な施設規模となっています。

「⑧ 有収率」は、施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標で、100%に近ければ近いほど施設の稼働状況が収益に反映されていると言えます。令和 5（2023）年度における同比率は97.88%であり、前年度より0.13ポイント高くなりました。類似団体や全国平均値よりも上回っており、施設の稼働状況が収益に十分反映されています。



$(\text{一日平均配水量} \div \text{一日配水能力}) \times 100$

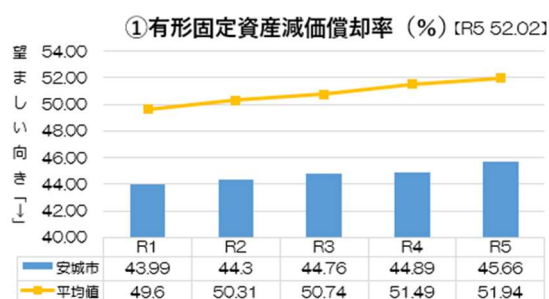


$(\text{年間総有収水量} \div \text{年間総配水量}) \times 100$

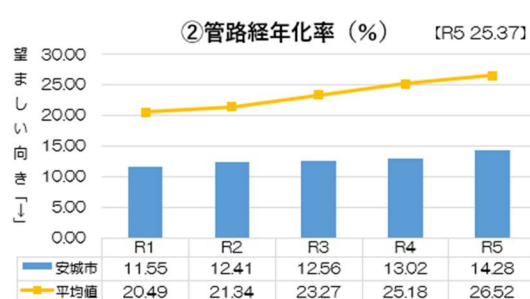
イ 老朽化の状況

「① 有形固定資産減価償却率」は、償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、高いほど老朽化が進んでいることを表しています。令和 5（2023）年度における同比率は 45.66%であり、前年度より 0.77 ポイント高くなりました。定期的に設備の更新を行っており、類似団体や全国平均値と比べ低く抑えられています。

「② 管路経年化率」は、法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標で、数値が高い場合は、法定耐用年数を経過した管路を多く保有しており、管路の更新等の必要性を推測することができます。令和 5（2023）年度における同比率は 14.28%であり、前年度より 1.26 ポイント高くなりました。類似団体や全国平均値と比べ低くなっているものの上昇傾向にあります。

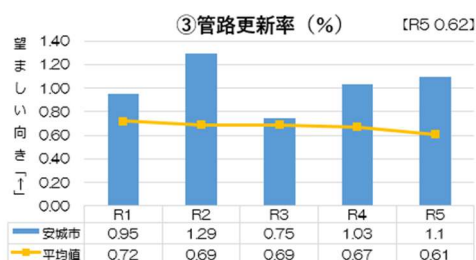


（有形固定資産減価償却累計額÷有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価）×100



（法定耐用年数を経過した管路延長÷管路延長）×100

「③ 管路更新率」は、更新した管路延長の割合を表す指標で、数値が 2.5%の場合、全ての管路を更新するのに 40 年かかる更新ペースであることが把握できます。令和 5（2023）年度における同比率は 1.1%であり、前年度より 0.07 ポイント高くなりました。類似団体や全国平均値と比べても高い水準となっています。なお、基幹管路等、優先的に更新を行う重要な設備は投資額も大きくなるため、更新管路延長と投資額は比例せず、管路更新が遅延しているものではありません。



（当該年度に更新した管路延長÷管路延長）×100

ウ 現状分析の総括

令和 5（2023）年度は、物価高騰支援のための水道料金基本料金免除や動力費の高騰など、物価上昇による影響がありましたが、財務バランスは健全な状態が維持されています。今後、収益面は大きな給水収益増加が見込めない一方、費用面は減価償却等が増加する見通しです。また、管路経年化率は毎年上昇し続けており、引き続き施設管路更新に多額の費用が見込まれるため、次年度以降も投資額が高水準で推移する見通しです。

このため、新水道ビジョンで定めた施策目標の達成と適切な事業運営を継続していくため、効率的な運営に努めるとともに、公民連携拡大の検討や、施設管路の更新整備を計画的に実施していく必要があります。

3. 将来の事業環境

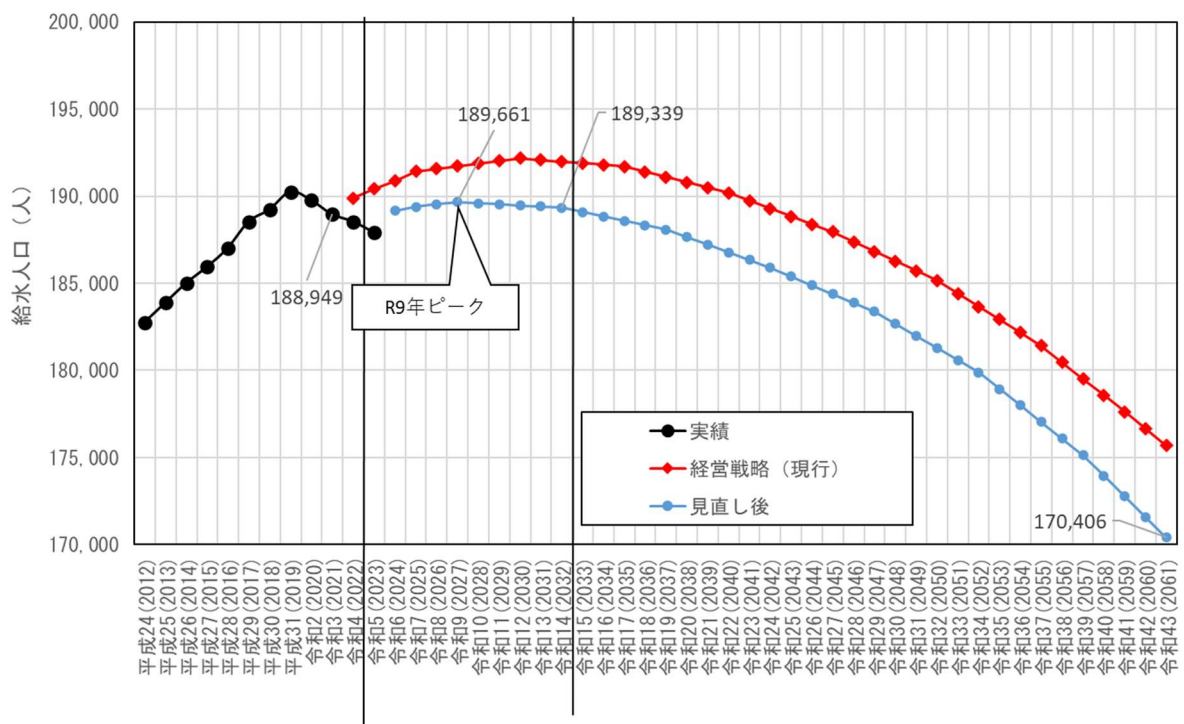
(1) 給水人口及び水需要の予測

給水人口の予測にあたっては、そのベースとなる行政区域内人口を第9次安城市総合計画の推計値に基づき予測しました。

今回の推計では、計画期間中の行政区域内人口は令和9(2027)年度までは緩やかに増加することから、給水人口についても緩やかに増加し、その後は減少に転じます。計画期間最終年度の令和14(2032)年度には約18万9千人となるものと予測されます。

長期推計では、給水人口は減少を続け令和43(2061)年度には17万1千人を下回り、令和3(2021)年度実績から約10%の減少と予測されます。

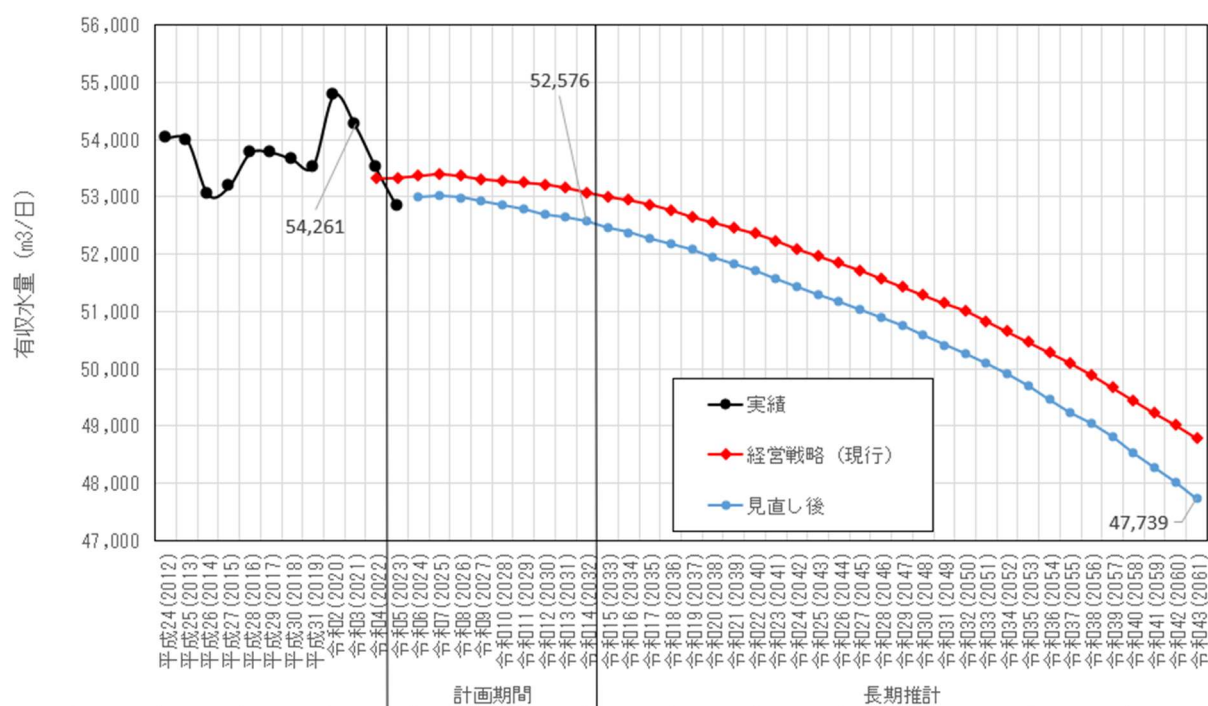
給水人口の推移



一方、有収水量（料金収入の対象となる水量のこと）については、節水機器の更なる普及により生活用水・工場用水の減少が予測され、緩やかな減少が見込まれます。なお、コロナ禍の2年間は、ステイホーム等の影響により水量は増加しました。

長期推計では、給水人口と同様に有収水量についても減少を続け、令和43(2061)年度には約48,000 m³/日となり、令和3(2021)年度実績から約12%の減少と予測されます。

有収水量の推移

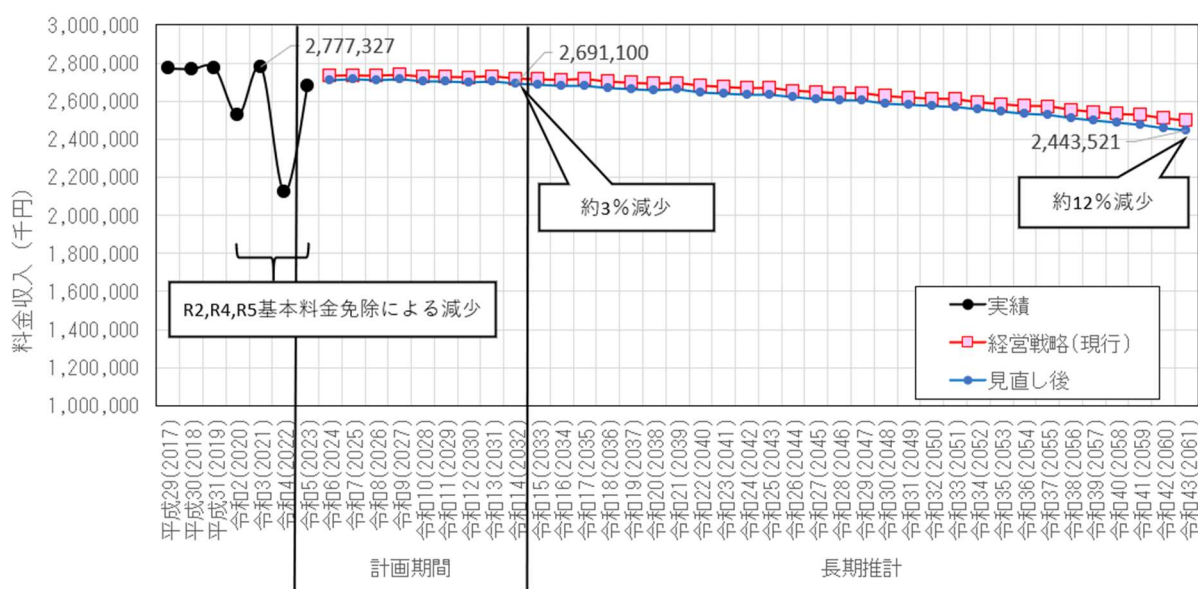


(2) 料金収入の見通し

前述の「給水人口及び水需要の予測」のとおり、有収水量も減少するため、料金収入も同様に減少していくものと見込まれます。計画期間最終年度の令和 14(2032)年度で令和 3(2021)年度実績から約 3%の減少、長期推計として令和 43(2061)年度で約 12%の減少と予測されます。

なお、令和 2(2020)年度、令和 4(2022)年度及び令和 5(2023)年度については、コロナ禍及び物価高騰による生活支援策として行った水道料金基本料金の免除により料金収入は減少していますが、一般会計補助金により補填されています。

料金収入の推移



(3) 施設の見通し

本市の水道施設は今後も老朽化が進行するため、法定耐用年数を超過した管路等が年々増加していくことが予測されます。そこで、新水道ビジョンに定める目標を達成するためには、計画的に老朽施設の更新を進める必要があります。

また、大規模地震の発生に備えた水道施設の耐震化も急務となっており、令和 6(2024)年に発生した能登半島地震では水道施設の復旧に多大な時間を要し、水道施設の耐震化に向けて優先順位をつけて早急な整備を図る必要があります。

以上を踏まえ、令和 5(2023)年度から令和 14(2032)年度までの計画期間中に、水道施設の更新及び耐震化のさらなる推進を図るため、投資計画を見直しました。

4. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資計画

投資計画の策定にあたっては、将来的に安全・安心な水の供給を実現するため、水道施設の耐震化の更なる取組を計画に反映する必要があります。

ア 目標

- 老朽管を耐震管に布設替えすることで、災害時の断水被害の軽減を図るとともに、漏水事故を減らします。
- 水道施設の耐震化を行い、地震に強く信頼性の高い整備に努めます。
- 管路の耐震管率※4は、令和14（2032）年度までに48.6%を目指します。

※4 管路の耐震管率：管路の総延長に対する耐震管の割合を表す指標。令和5年度の実績は38.5%

イ 投資の概算

主要事業内容	概算費用（令和5（2023）年度～ 令和14（2032）年度）
（ア）老朽管布設替事業	106億円
（イ）重要管路の耐震化	41億円
（ウ）避難所配水管路耐震化事業	21億円
（エ）浄水場・配水場の施設更新等	24億円
計	192億円

（ア）老朽管布設替事業

- 布設後、法定耐用年数40年を経過した、口径75mm以上の塩化ビニル管を優先して更新し、地震に強い管路及び漏水の未然防止のため布設替えを行います。
- 道路工事等の他事業の整備に合わせ水道管を耐震性の有するものに布設替えを行うことにより、更新コストを縮減し、効率的に管路の耐震化を行います。
- 令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までに、約83kmの老朽管布設替えを行います。

（イ）重要管路の耐震化

- 各浄配水場から基幹病院（安城更生病院・八千代病院）や避難所などの給水優先度が特に高い施設に、水道水を配水するための重要な基幹管路（口径300mm以上）を耐震管に布設替えを行います。
- 全延長約21kmのうち、令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間で残り約10kmの整備を行います。

（ウ）避難所配水管路耐震化事業

- 令和6年能登半島地震を踏まえ、令和7（2025）年度から令和14（2032）年度までに、避難所に配水する約14kmの管路の耐震化を行います。
- 重要な基幹管路等から安城市地域防災計画に位置付けられた避難所までの配水管を耐震管へと布設替えを行います。

（エ）浄水場・配水場の施設更新等

- 浄水場と配水場の老朽化した配水ポンプやろ過機、発電機等の施設の更新を行います。

主な施設整備（令和5（2023）年度～令和14（2032）年度）

施設	内容
水源	新規取水井整備に伴う導入管等の整備
	取水井維持管理（洗浄等）改修
	取水井監視カメラ更新
北部浄水場	配水ポンプ更新
	非常用発電機更新
	ろ過機流量計電動弁の更新、ろ過材の洗浄
	各種操作盤、薬品注入機、各種流量計、濁度計機等機器の更新
	遠隔監視装置部品更新
	太陽光発電設備部品更新
	各配水池水位計等更新
	3号配水池解体
南部浄水場	非常用発電機、直流電源装置更新
中部配水場	配水流量計、色濁度計、非常用発電機等機器の更新
	配水池水位計更新及び外壁塗装
	場内設備更新
水質検査室	水質検査機器の更新

(2) 財政計画

財政計画の策定にあたっては、（１）の投資計画及び将来的な物価上昇によるコスト増加を考慮に入れることが必要です。これは、水道施設の計画的な更新等の原資として資産維持費も考慮することで、必要な財源を検討する必要があります。

ア 目標

（ア）資金残高

- 非常時に継続可能な事業運営のため、25 億円以上を確保します。

収益的支出の半年分(約 15 億円)と過去の地震を参考に算出した災害復旧費(10 億円)の合計で 25 億円、また、料金収入の 1 年分(約 28 億円)に相当する額です。

（イ）企業債の活用（新規企業債の発行水準）

- 投資負担を平準化するため、企業債残高対給水収益比率 300%以内で発行します。

資金残高 25 億円を維持しつつ企業債を発行した場合の財政試算をしたところ、企業債残高対営業収益比率が 300%を超えるあたりで企業債償還金や支払利息の伸び率が大きくなり、経営に負担をかけると判断し、安定した経営の維持と世代間負担の公平性を考慮した結果、300%としました。

（ウ）料金回収率

- 料金回収率は 100%以上とします。

(3) 収支計画のうち収入及び投資以外の支出についての説明（積算の考え方）

収 入	給水収益	・ 年間有収水量×供給単価
	企業債	・ 投資負担を平準化するため新たに企業債を発行し、適正な資金残高を確保
	繰入金	・ 地方公営企業繰出基準に基づき算出
	国庫補助金	・ 交付要綱に基づき算出
支 出	人件費	・ 直近 5 か年平均に人事院勧告における上昇率を考慮
	委託料	・ 令和 5（2023）年度実績値＋投資計画支出分 ・ 物価上昇率についても考慮
	動力費	・ 直近平均単価に令和 4（2022）年度年間電気使用量に対する有収水量増減率及び物価上昇率を考慮
	受水費	・ 有収水量×令和 5（2023）年度受水割合×受水単価

支 出		受水単価は、令和 5（2023）年度受水単価に対して令和 7（2025）年度で 2 円加算、令和 8（2026）年度以降で 6 円加算
	材料費	直近 5 か年平均に物価上昇率を考慮
	支払利息 企業債償還金	- 既存分は、償還計画値を計上 - 新規分は、元利均等（30 年償還、内 5 年据置、利率 1.5％）

- ※給水収益は、令和 8（2026）年度以降は 24 ページの新料金体系表（答申）により試算を行うとともに、令和 12（2030）年度以降も収益の減少やコスト上昇等の予測を踏まえた料金改定を実施するものと想定して試算しました。
- ※人件費の上昇率は、人事院勧告の直近 3 か年平均上昇率 0.21％を採用しました。
- ※委託料などの物価上昇率は、県の積算を踏まえ令和 7（2025）年度及び令和 8（2026）年度は 1.9％、令和 9（2027）年度以降は 0.8％を採用しました。

(4) 投資・財政計画（収支計画）

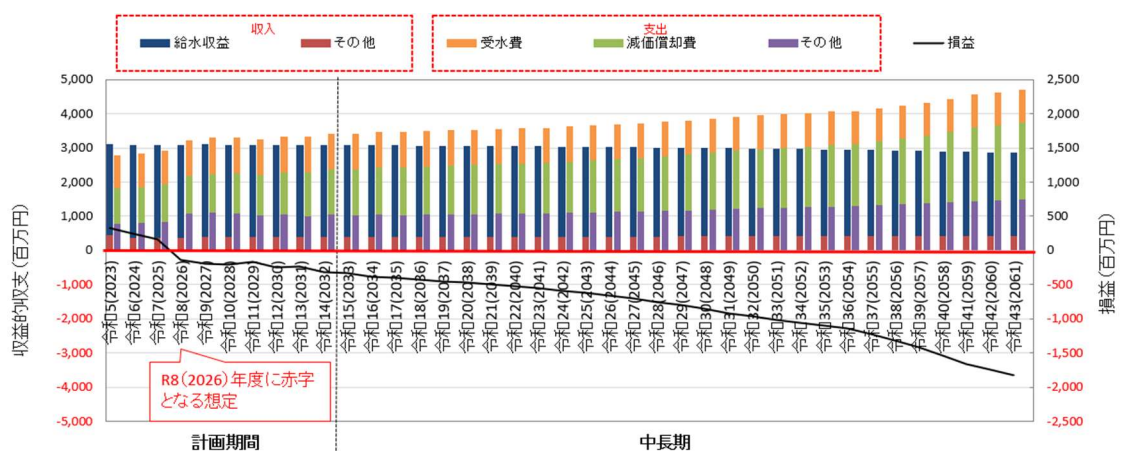
別紙参照（31～34ページ）

① 現状（令和7（2025）年3月時点）

（ア）収益的収支

水の供給に係る経費と財源の状況を表す収益的収支については、前述の県営水道料金の値上げ等によるコスト上昇、人口減少に伴う給水収益の減少により、令和8（2026）年度には赤字に転じる見込みです。

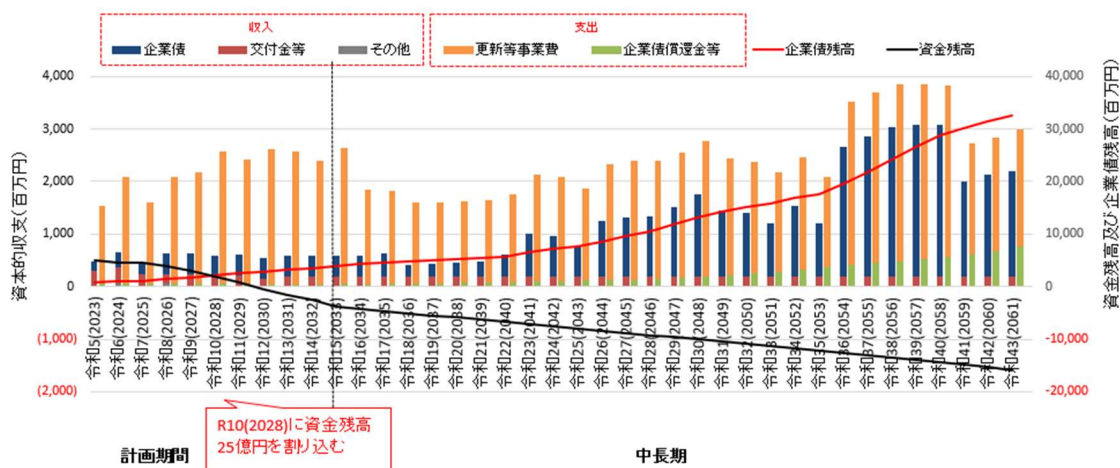
現料金体系での収益的収支の推移



（イ）資本的収支

水道施設の整備・更新に係る経費と財源の状況を表す資本的収支については、管路耐震化工事等、建設投資が必要となることから、令和10（2028）年度には経営目標値である資金残高25億円を割り込む見通しです。令和12（2030）年度には資金残高がゼロを下回る可能性があり、長期的には企業債償還金等が大幅に増える見通しとなっています。

現料金体系での資本的収支の推移



② 料金算定期間（令和8年度から令和11年度まで）における改善計画

本市では、このような状況を踏まえ、令和5（2023）年度から令和6（2024）年度にかけて、「安城市水道事業及び下水道事業審議会」において「適正な水道料金のあり方について」の審議がされました。料金算定期間を令和8（2026）年度から令和11（2029）年度までの4年間で計算した結果、基本料金は一律15%の増額、水量料金は一律15円の増額、平均改定率は15%の増額改定をすることとの答申を受けています。以下の新料金体系表はその答申の内容を反映したものです。

なお、水道施設の整備・更新に係る経費の増加に対応するため、企業債を2億円追加で発行する計画としています。

新料金体系表（料金改定案）

基本料金（1か月、税抜）

用途	口径	料金
一般用 臨時用	13mm	690 円
	20mm	1,150 円
	25mm	2,880 円
	40mm	8,740 円
	50mm	14,030 円
	75mm	31,050 円
	100mm	57,500 円

水量料金（1か月、税抜）1m³当たり

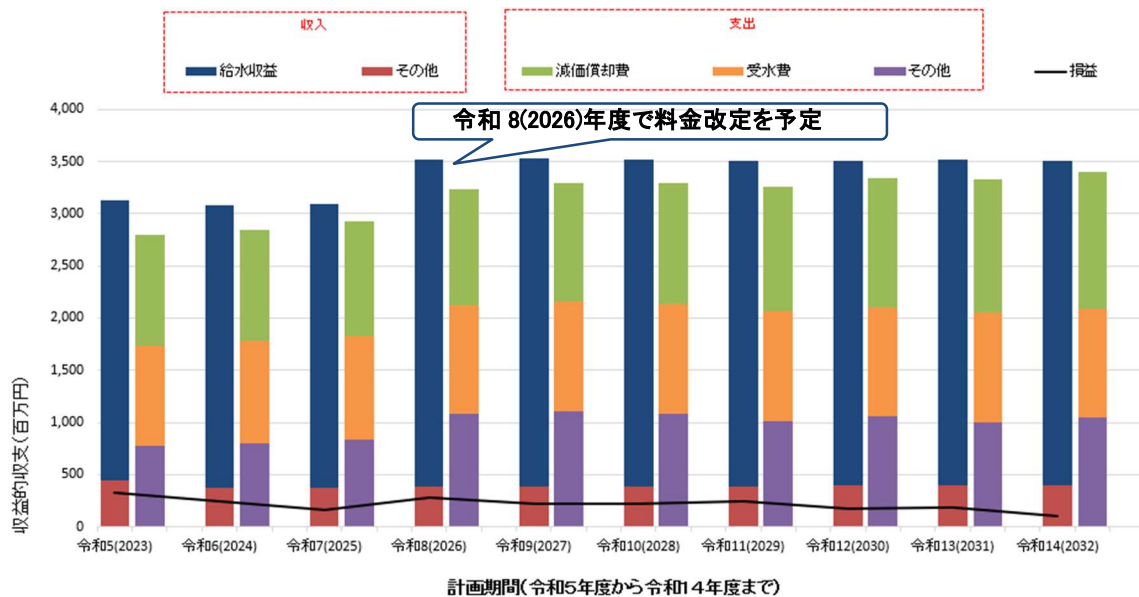
用途	水量区分	料金
一般用	1～10m ³	65 円
	11～20m ³	105 円
	21～30m ³	140 円
	31～50m ³	180 円
	51～100m ³	205 円
	101m ³ ～	225 円
臨時用		295 円

(ア) 収益的収支

新料金体系反映後、令和8（2026）年度以降の赤字は当面解消されるが、その後も設備投資に伴う減価償却費等の増加のほか、物価上昇等による支出の増加が見込まれ、厳しい経営環境が続くものと予想されます。

このため、更なる経営改善の取組を進めるとともに、将来的に料金改定や企業債発行額の見直し等を検討する必要があります。

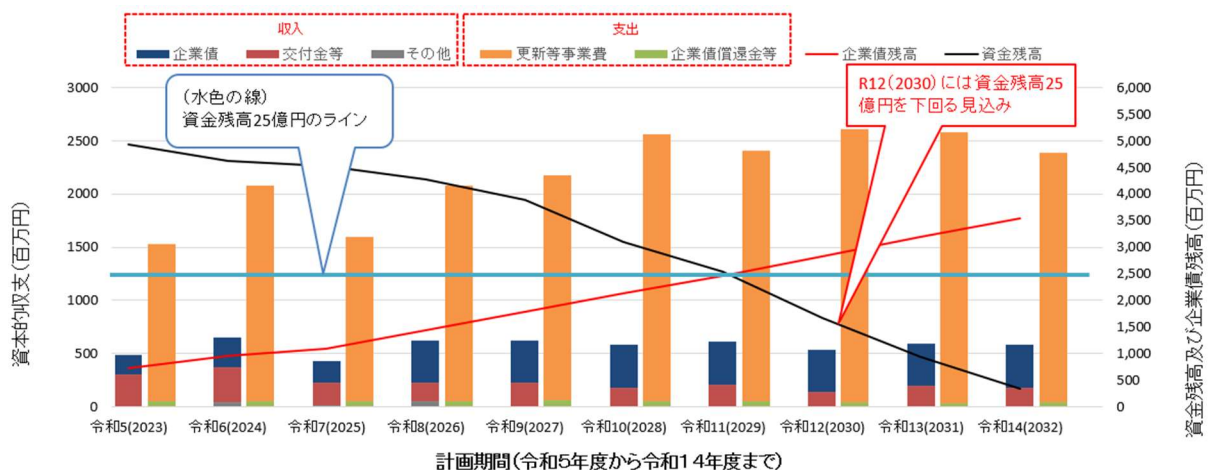
新料金体系表（料金改定案）反映後の収益的収支の推移



(イ) 資本的収支

新料金体系反映後、料金算定期間である令和11（2029）年度までは資金残高（黒色の折れ線）の目標値25億円を確保できる見込みですが、令和12（2030）年度には資金残高25億円を下回る見込みです。

新料金体系表（料金改定案）反映後の資本的収支の推移

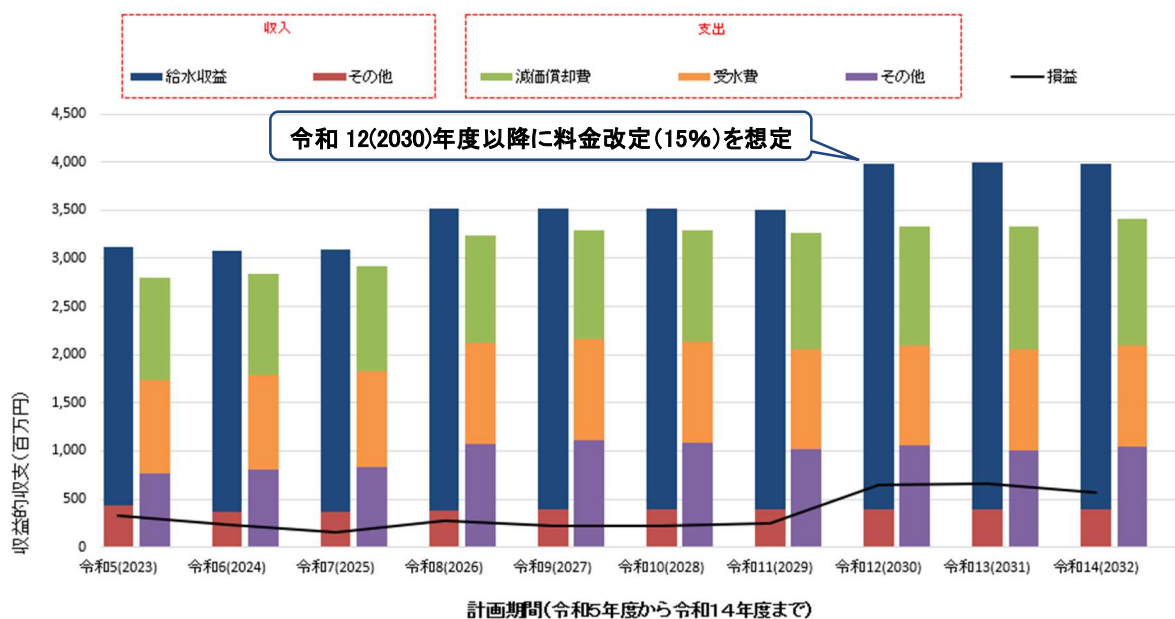


③ 計画期間（令和5年度から令和14年度まで）内目標を達成するためのイメージ図

将来的に水道事業を安定的に運営していくにあたっての財源確保のためには水道料金の改定及び企業債の発行額の見直しなどが不可欠な状況であります。以下のグラフは、料金改定を実施し、企業債発行額を調整することで、計画期間内の黒字と、資金残高 25 億円を維持しているイメージ図です。

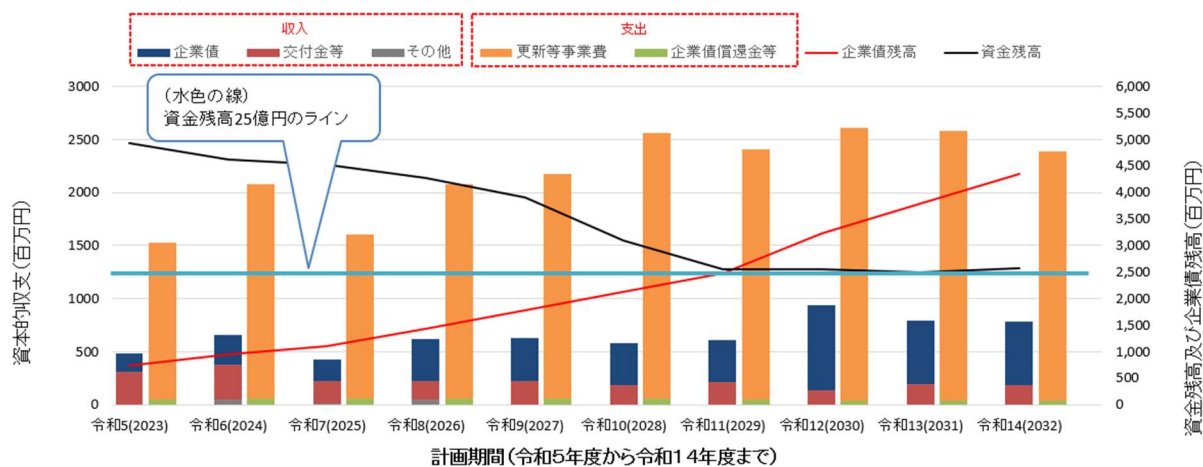
（ア）収益的収支

計画期間内目標を達成するための収益的収支の推移



（イ）資本的収支

計画期間内目標を達成するための資本的収支の推移



(5) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

ア 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

上下水道一体	【現状・課題】 施設の老朽化や人口減少が進む中、災害に強く、持続可能な機能の確保は上下水道の共通課題となっています。 【今後の方向性】 上下水道の共通課題に対して、上下水道一体の取組を検討していきます。
民間資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI※⁴の導入等)	【現状・課題】 水道事業に従事する技術職員の不足による技術や知識の不継承が懸念される一方で、業務は増加し、複雑化しています。将来にわたって安定的した経営を維持するため、効率的で横断的な業務や組織の検討を行う必要があります。 【今後の方向性】 業務の洗い出しを行い、効率的な業務のあり方や業務の統廃合について、民間事業者のノウハウを活かしながら、課題解決策について検討します。 また、公民連携手法を導入し、浄配水場施設の運転管理業務等の委託の拡大についての検討を進め、上水道の安定供給に努めます。

施設・設備の廃止・統合、合理化、長寿命化等の投資の平準化	【現状・課題】 老朽化により、施設や設備の更新費用の増大が懸念されます。 【今後の方向性】 施設や設備の更新にあたっては、水需要予測に基づき、ダウンサイジングや統合について検討し、最適な設備投資を目指すとともに、施設の長寿命化や投資に係る事業の平準化についても検討のうえ実施します。浄配水場施設については、老朽化や将来的な水需要の減少を踏まえ、効率的かつ合理的な施設の統廃合を検討します。 また、自己保有水源率※⁵ 25%を確保するため、既設水源の状況把握に努めるとともに、定期的に^{しゅんせつ}浚渫を行い、水源の延命化を図ります。
広域化	【現状・課題】 令和4（2022）年度に愛知県水道広域化推進プランが策定されました。 【今後の方向性】 県の広域化推進プランに基づき、給排水工事に係るオンライン申請システムの統合や業務の共同化の可能性などについて、検討を行います。
その他の取組	【現状・課題】 専用水道※⁶の普及により水道事業経営への影響が懸念されています。 【今後の方向性】 大規模施設の開発などがあるときは、大口利用者の水道の利用割合について事業者と事前に協議します。

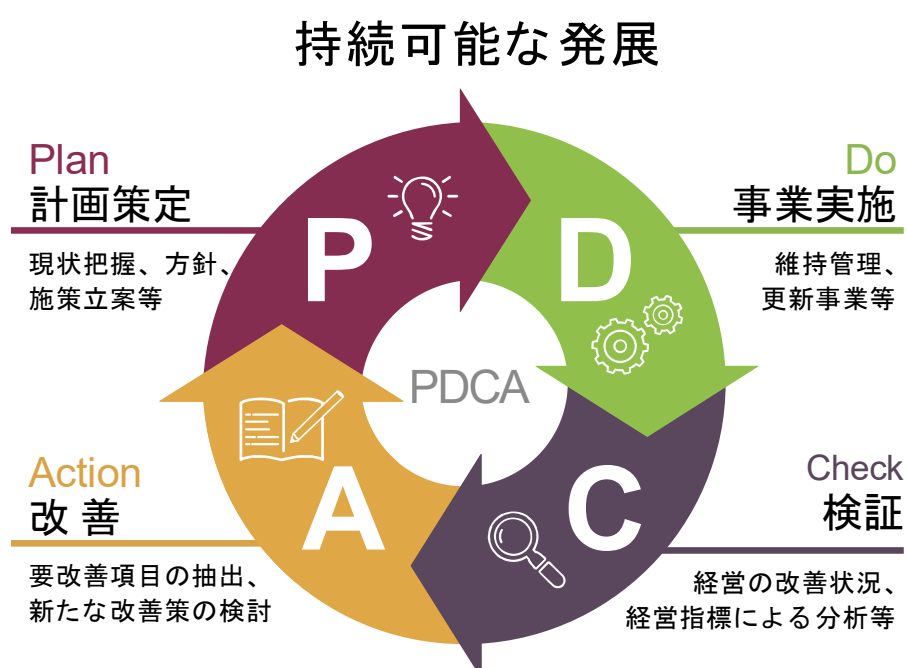
- ※4 PPP/PFI：PPPは公民が連携して公共サービスの提供を行う手法。PFIはPPPの代表的な手法の一つであり、民間の資金やノウハウを活用して公共施設の建設、維持管理、運営を行う手法。
- ※5 自己保有水源率：全水源水量に対する水道事業者が管理している水源水量（井戸水）の割合
- ※6 専用水道：自家用水道（井戸など）のうち、給水人口が100人を超え、計画給水量のうち生活用が日量20m³を超える水道施設

イ 財源についての検討状況等

料金	【現状・課題】 水道料金は平成13年度の改定以来、消費税率の改定を除いて据え置かれています。県営水道料金の値上げや物価高騰、人口減少等の環境変化に加え、管路耐震化工事等を進めるため、適正な水道料金のあり方について安城市水道事業及び下水道事業審議会に諮問し、令和7年3月に答申を得ました。 料金改定に向けて準備を進め、市民の理解を得られるよう説明をする必要があります。 【今後の方向性】 給水収益は減少見込みですが、多額の設備投資等が必要となります。そこで、一般会計からの繰入金の動向を踏まえながら、事業運営に必要な収益と資金残高の確保を念頭に置き、人口減少時代に向けて水需要の変化に対応した料金体系や将来の設備更新に必要な財源を確保できるように料金改定を検討します。
補助金	【現状・課題】 災害に備え水道施設の耐震化を図るための費用増大に対応する財源の確保が必要です。 【今後の方向性】 避難所配水管路耐震化事業などに係る工事費の財源として、補助金に係る国の支援メニューを積極的に活用していきます。
企業債	企業債の発行にあたっては、企業債残高対給水収益比率等に留意しつつ、今後の料金改定や投資水準の検討とあわせて必要な発行額について検討し、世代間負担の公平化を図ります。
繰入金	毎年度更新される地方公営企業繰出基準を注視し、防災に関することなどに対しては、費用負担のあり方など一般会計部門との協議を進めます。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

本計画策定後は、各種目標を着実に実行するため、目標に対する計画の進捗状況を管理するとともに、PDCA サイクルを回して継続的な改善を図ります。本計画については、「安城市水道事業及び下水道事業審議会」に諮り、定期的（5年程度ごと）に計画の見直しを行うとともに、広域化等の抜本的な改革や県水料金改定などの水道事業経営に影響する重要な決定が行われた場合には、随時、本計画を見直し、安定した経営維持に努めます。



別紙 投資・財政計画（収支計画）

収益の収支

区 分		年 度	令和4年度 (2022) (決 算)	令和5年度 (2023) (決 算)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	2,208,558	2,750,653	2,775,842	2,777,582
		(1) 料 金 収 入	2,123,941	2,681,682	2,712,189	2,713,929
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	2,519	908	3,130	3,130
		(3) そ の 他	82,098	68,063	60,524	60,524
		2. 営 業 外 収 益	954,604	371,628	306,525	309,736
		(1) 補 助 金	658,841	63,433	1,732	1,732
		他 会 計 補 助 金	658,841	63,433	1,732	1,732
		そ の 他 補 助 金				
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	272,290	278,849	278,690	282,047
		(3) そ の 他	23,472	29,346	26,103	25,958
		収 入 計 (C)	3,163,162	3,122,281	3,082,366	3,087,318
		1. 営 業 費 用	2,820,303	2,783,398	2,822,570	2,903,204
		(1) 職 員 給 与 費	175,746	155,319	162,513	162,854
		基 本 給	89,940	76,729	83,776	78,068
		退 職 給 付 費	2,556		5,409	3,753
		そ の 他	83,251	78,590	73,328	81,033
		(2) 経 費	1,654,341	1,569,097	1,602,978	1,646,394
		動 力 費	119,513	96,801	101,601	103,589
		修 繕 費	17,096	14,595	26,352	26,285
		材 料 費	4,904	5,310	7,410	5,776
		そ の 他	1,512,828	1,452,391	1,467,615	1,510,745
支 出	支 出	(3) 減 価 償 却 費	990,216	1,058,982	1,057,079	1,093,955
		2. 営 業 外 費 用	12,135	11,976	17,535	22,284
		(1) 支 払 利 息	8,634	10,046	11,570	16,205
		(2) そ の 他	3,501	1,930	5,965	6,079
		支 出 計 (D)	2,832,438	2,795,375	2,840,105	2,925,487
		経 常 損 益 (C)-(D) (E)	330,724	326,906	242,262	161,831
		特 別 利 益 (F)		29	52	52
		特 別 損 失 (G)	1,140	959	2,229	893
		特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 1,140	△ 930	△ 2,177	△ 841
		当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	329,584	325,976	240,084	160,990
流 動	流 動	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	545,943	717,686	802,486	807,118
		流 動 資 産 (J)	4,315,888	5,449,228	5,511,218	5,514,754
		う ち 未 収 金	432,400	545,947	552,158	552,512
		流 動 負 債 (K)	1,338,312	1,141,155	1,298,535	1,192,785
		う ち 建 設 改 良 費 分	54,233	55,285	56,357	57,451
流 動	流 動	う ち 一 時 借 入 金				
		う ち 未 払 金	1,048,167	939,997	1,069,635	982,526
		累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)				
		地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)				
		営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	2,206,040	2,749,745	2,772,712	2,774,453
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率	地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率	地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)				
		健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)				
		健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)				
		健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 業 の 規 模 (P)				
		健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)				

(単位:千円, %)

令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)
3,194,367	3,199,627	3,186,568	3,182,018	3,658,514	3,664,670	3,649,920
3,130,714	3,135,973	3,122,915	3,118,365	3,594,861	3,601,016	3,586,266
3,130	3,130	3,130	3,130	3,130	3,130	3,130
60,524	60,524	60,524	60,524	60,524	60,524	60,524
317,450	325,241	325,072	325,952	329,375	330,947	332,141
1,732	1,732	1,732	1,732	1,732	1,732	1,732
1,732	1,732	1,732	1,732	1,732	1,732	1,732
289,904	297,838	297,809	298,828	302,390	304,098	305,428
25,814	25,672	25,531	25,392	25,254	25,117	24,982
3,511,817	3,524,868	3,511,640	3,507,970	3,987,890	3,995,617	3,982,061
3,206,901	3,265,499	3,255,182	3,215,379	3,304,132	3,294,398	3,365,189
163,196	163,539	163,882	164,226	164,571	164,917	165,263
78,232	78,396	78,561	78,726	78,891	79,057	79,223
3,761	3,769	3,776	3,784	3,792	3,800	3,808
81,203	81,374	81,545	81,716	81,887	82,059	82,232
1,938,570	1,966,570	1,927,031	1,848,508	1,903,600	1,849,941	1,883,464
105,413	106,512	106,737	107,884	108,755	109,965	110,202
26,594	26,727	26,861	26,996	27,132	27,269	27,407
5,886	5,933	5,980	6,028	6,076	6,125	6,174
1,800,677	1,827,398	1,787,453	1,707,601	1,761,637	1,706,583	1,739,682
1,105,135	1,135,391	1,164,268	1,202,645	1,235,961	1,279,540	1,316,462
25,304	32,243	39,167	46,178	31,109	38,729	44,396
19,109	26,000	32,873	39,834	24,715	32,283	37,899
6,194	6,244	6,294	6,344	6,395	6,446	6,497
3,232,205	3,297,742	3,294,348	3,261,557	3,335,241	3,333,127	3,409,585
279,613	227,126	217,292	246,413	652,648	662,490	572,476
52	52	52	52	52	52	52
893	893	893	893	893	893	893
△ 841	△ 841	△ 841	△ 841	△ 841	△ 841	△ 841
278,772	226,285	216,451	245,572	651,807	661,649	571,635
928,439	996,157	1,054,843	1,145,862	1,654,469	2,177,737	2,607,954
6,361,669	6,372,357	6,345,821	6,336,575	7,304,825	7,317,333	7,287,360
637,363	638,433	635,775	634,849	731,855	733,109	730,106
1,401,753	1,442,455	1,544,278	1,493,025	1,574,635	1,564,748	1,531,671
58,566	56,697	53,144	38,750	33,265	29,329	35,372
1,154,658	1,188,185	1,272,059	1,229,841	1,297,065	1,288,921	1,261,675
3,191,238	3,196,497	3,183,438	3,178,889	3,655,385	3,661,540	3,646,790

資本的収支

年 度			令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
区 分			(決 算)	(決 算)		
資 本 的 収 入 <						

○他会計繰入金

年 度			令和4年度 (2022) (決 算)	令和5年度 (2023) (決 算)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
区 分						
収 益 的	収 支 分		658,841	63,433	1,732	1,732
	うち 基 準 内	繰 入 金	658,841	63,433	1,732	1,732
	うち 基 準 外	繰 入 金				
資 本 的	収 支 分		75,074	57,773	46,670	70,757
	うち 基 準 内	繰 入 金	72,487	54,641	28,480	64,726
	うち 基 準 外	繰 入 金	2,587	3,132	18,190	6,031
合 計			733,915	121,206	48,402	72,489

(単位:千円, %)

令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)
400,000	400,000	400,000	400,000	800,000	600,000	600,000
51,415	311					
60,694	61,908	63,144	64,412	65,701	67,016	68,363
111,857	164,761	117,094	145,050	70,203	127,888	112,813
623,966	626,980	580,238	609,462	935,904	794,904	781,176
623,966	626,980	580,238	609,462	935,904	794,904	781,176
2,021,932	2,115,164	2,505,300	2,353,918	2,569,589	2,542,443	2,348,268
57,451	58,566	57,765	54,553	43,201	38,381	41,418
2,079,383	2,173,730	2,563,065	2,408,471	2,612,790	2,580,824	2,389,686
1,455,417	1,546,750	1,982,827	1,799,009	1,676,886	1,785,920	1,608,510
1,197,966	1,288,184	1,725,062	1,544,456	1,433,685	1,547,539	1,367,092
257,451	258,566	257,765	254,553	243,201	238,381	241,418
1,455,417	1,546,750	1,982,827	1,799,009	1,676,886	1,785,920	1,608,510
1,442,347	1,783,781	2,126,016	2,471,463	3,228,262	3,789,882	4,348,464

(単位:千円)

令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)
1,732	1,732	1,732	1,732	1,732	1,732	1,732
1,732	1,732	1,732	1,732	1,732	1,732	1,732
112,109	62,219	63,144	64,412	65,701	67,016	68,363
112,109	61,908	63,144	64,412	65,701	67,016	68,363
	311					
113,841	63,951	64,876	66,144	67,433	68,748	70,095

別紙 原価計算表

布設年月日 昭 和 30 年 10 月 7 日
給水人口 187,908
計算期間 自 令和5年至 令和14年
(10年間)

収 入 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)※平均	公費負担分(B)	料金対象収支(A) - (B)
料 金 (X)	千円 2,681,682	千円 3,139,791	千円	千円 3,139,791
受 託 工 事 収 益	908	2,907		2,907
そ の 他	439,691	388,684		388,684
合 計	3,122,281	3,531,383	0	3,531,383

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)※平均	公費負担分(B)	料金対象収支(A) - (B)
職 員 給 与 費	千円 155,319	千円 163,028	千円 1,625	千円 161,403
動 力 費	96,801	105,746	0	105,746
修 繕 費	14,595	25,622	0	25,622
材 料 費	5,310	6,070	0	6,070
そ の 他	1,452,391	1,676,178	0	1,676,178
減 価 償 却 費	1,058,982	1,164,942	293,588	871,354
そ の 他	11,976	30,892	6,277	24,615
合 計 (Y)	2,795,375	3,172,477	301,490	2,870,987

資 産 維 持 費 (Z)	357,922
料金対象経費(Y) + (Z)	3,228,909

$$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 97.24$$

<料金水準についての説明>

経営戦略本文記載のとおり、県営水道料金の値上げや物価高騰、人口減少等の環境変化に加え、大規模災害に備えた水道管の耐震化の必要性等を踏まえ、適正な水道料金について定期的に検討する必要がある。

安城市水道事業経営戦略

令和５年８月

（令和７年８月一部見直し）

【発行】安城市水道事業

【編集】安城市 上下水道部 水道業務課

水道工務課

〒446-8501 愛知県安城市桜町 18 番 23 号

TEL 0566-71-2284

FAX 0566-76-3436